

そ の 他

自動車重量税に係る改正要望について

軽 課

現行燃費基準（2010年基準等）
達成車

0.5トン当たり

6,300円

▲1,000円(▲16%)

5,300円(年)

(平成12年度 100万台)

重 課

旧燃費基準（2000年基準等）を
20%^(注)以上下回る車

0.5トン当たり

6,300円

+1,000円(+16%)

7,300円(年)

(注) 平成14年度以降は10%

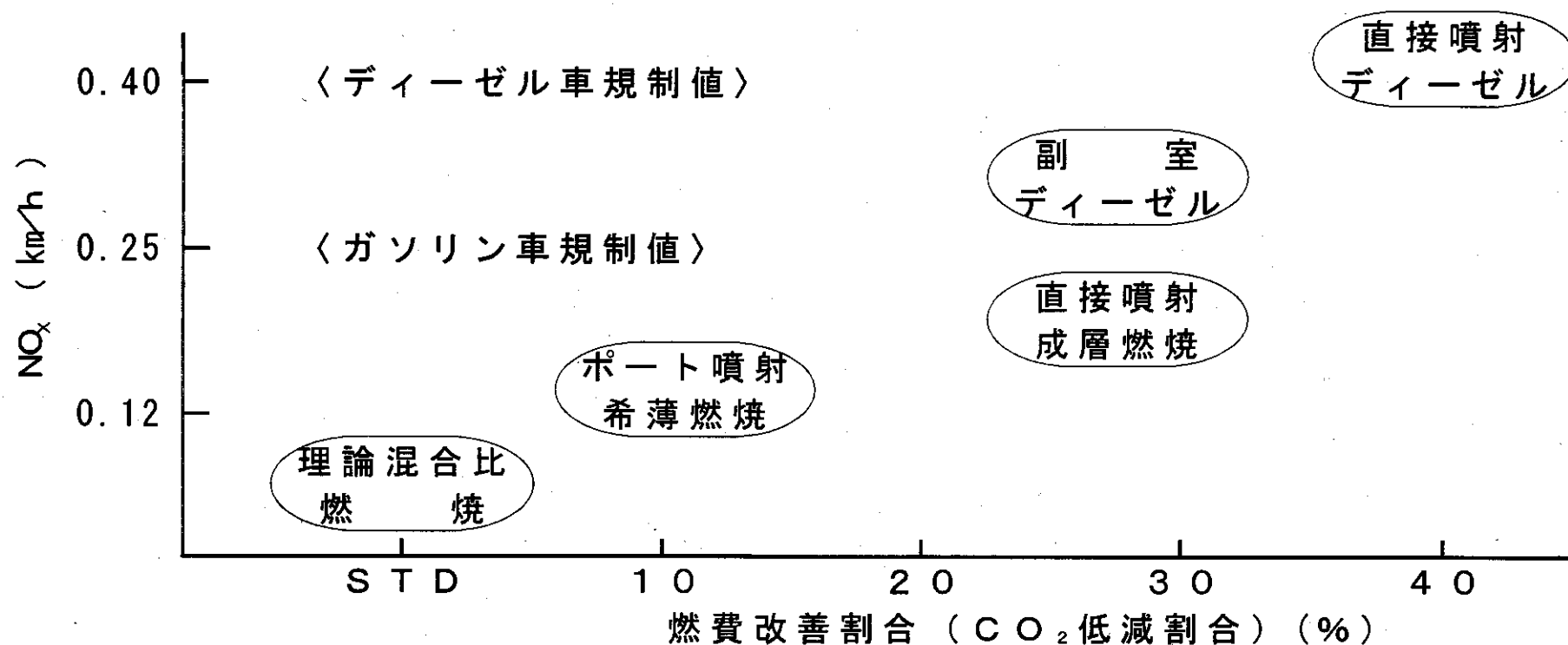
(平成12年度 35万台)

- (注) 1. 車両総重量2.5トン超の貨物車等については、燃費基準がないため、適用対象外。
2. 平成12年4月1日以降の新規登録車について適用。

【例】自家用乗用車（1～1.5トンクラス 新車（車検期間3年））

軽 課	現 行	重 課
47,700円 (▲9,000円)	56,700円	65,700円 (+9,000円)

各種乗用車の燃費と NO_x



出典：「自動車用原動機の現状と将来」大聖泰弘、自動車技術、Vol. 52, NO. 7, 1998より

○ 窒素酸化物(NO_x)の与える影響（平成11年版 環境白書より）

一酸化窒素(NO)・二酸化窒素(NO_2)等の窒素酸化物(NO_x)は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源がある。 NO_x は、酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となり、特に二酸化窒素は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

基本問題小委員会において出された意見（抜粋）

（注）本資料は、「基本問題小委員会において出された意見」として総会に提出した資料の中から、12年度税制改正に関する答申に向けた検討の便宜のため、一部抜粋したものです。

○ 環境と自動車関係諸税

- ・ 環境問題への税制での対応の基本は、汚染者負担の原則を踏まえて追加的な負担を求めることではないか。
- ・ これに対し、いわゆる「自動車関係諸税のグリーン化」案は減税となっており、環境関連税制の正しい方向への一歩とはいえず、また、大型トラックが対象外であるなど、環境問題全体を考えた提案になっていないのではないか。
- ・ いわゆる環境税には、消費抑制のために非常に重い負担を求めるという考え方もあるが、環境対策の財源確保のために広く薄く課税することが現実的ではないか。
- ・ 環境負荷を与えるものに負担を求めるいわゆる環境税について、本格的に議論すべきではないか。

NPO法（「特定非営利活動促進法」）

附 則 （抄）

（検討）

- 2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

↓
（平成13年11月30日）

NPO法（「特定非営利活動促進法」）の審議における附帯決議

附帯決議（抄）

参議院労働・社会政策委員会
平成十年三月三日

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

- 二、特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、税制を含め、その見直しについて、法律の施行の日から起算して二年以内に検討し、結論を得るものとする。

↓
（平成12年11月30日）

附帯決議（抄）

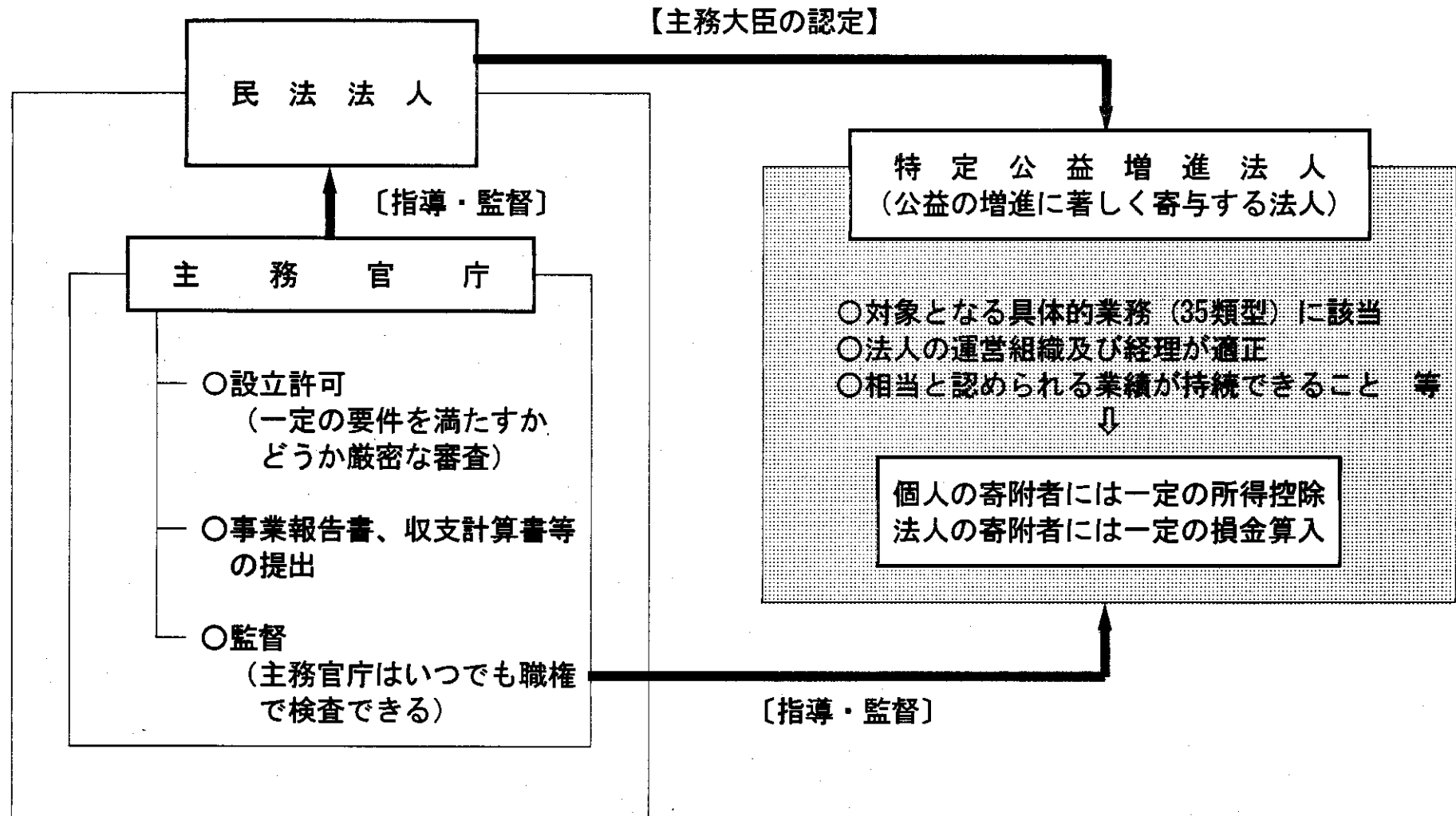
衆議院内閣委員会
平成十年三月十七日

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

- 二、特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、特定非営利活動の推進及び支援のための税制等を含めた制度の見直しについて、この法律の施行の日から起算して二年以内に検討し、結論を得るものとする。

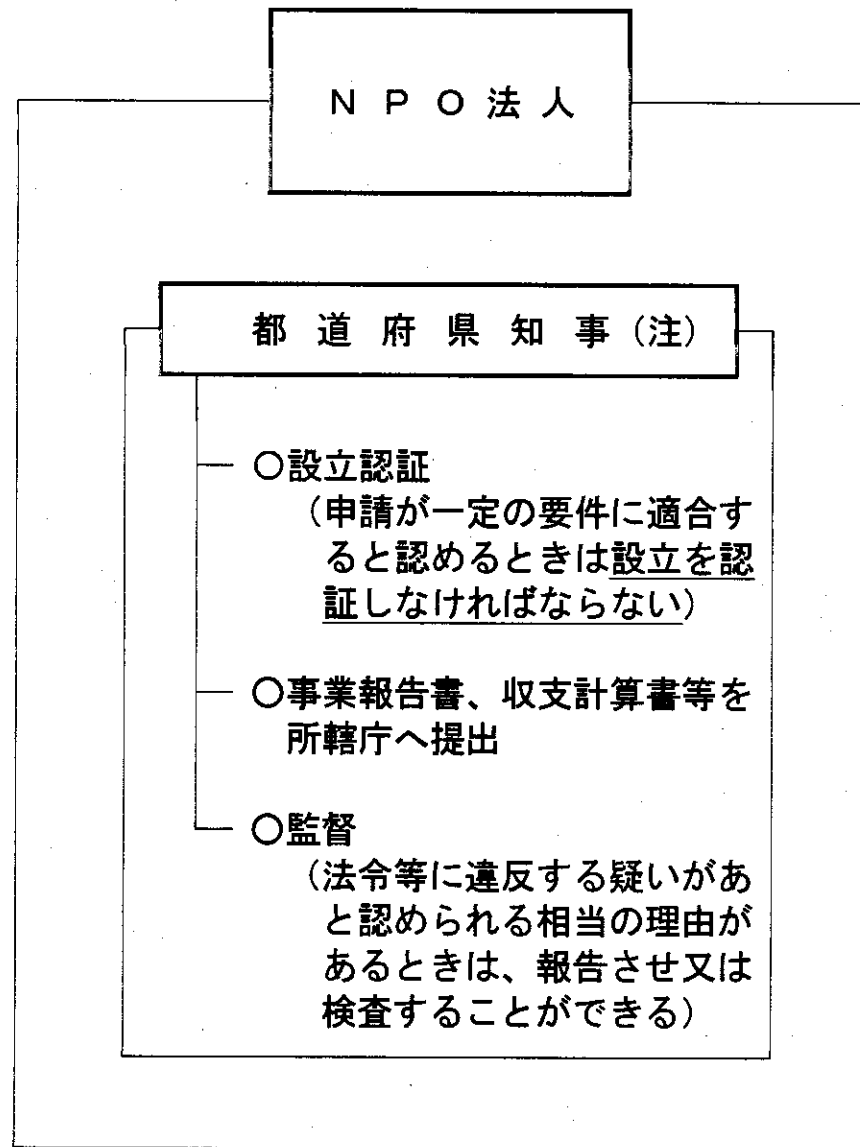
↓
（平成12年11月30日）

特定公益増進法人について



(注) 特定公益増進法人には、このほかに学校法人、社会福祉法人等がある。

N P O 法 人 に つ い て



(注) 2以上の都道府県に事務所を設置する法人にあっては、経済企画庁長官。

公益法人に対する寄付金控除を認める場合の公益性の判断について（未定稿）

わが国では、公益法人については、その設立・運営が主務大臣の判断と責任の下に行われており、また、ある公益法人が寄付金控除の対象となるかどうかの判断も、主務大臣が一義的に判断を行うこととなっている。これに対して、アメリカ、イギリスでは以下のような仕組みになっている。

（１）アメリカ

連邦制であるアメリカにおいては、法人格の付与は州により行われ、連邦が統一的に公益法人を認定する制度にはなっていないことから、寄付金控除の対象となる公益団体を、「非営利法人」のなかから、Internal Revenue Service（内国歳入庁）が、個別に指定し、税制上の優遇措置を認めることとしている。

（２）イギリス

イギリスでは、法人格の付与は国により行われるが、付与時に公益性の判断がないことから、内閣府に属するチャリティー・コミッショナーズと称する行政機関が Inland Revenue（内国歳入庁）と協議しつつ、当該法人についての公益性の判断を行い、公益性があると認められれば、税制上の優遇措置を認めることとしている。

所得税・個人住民税の人的控除等一覧

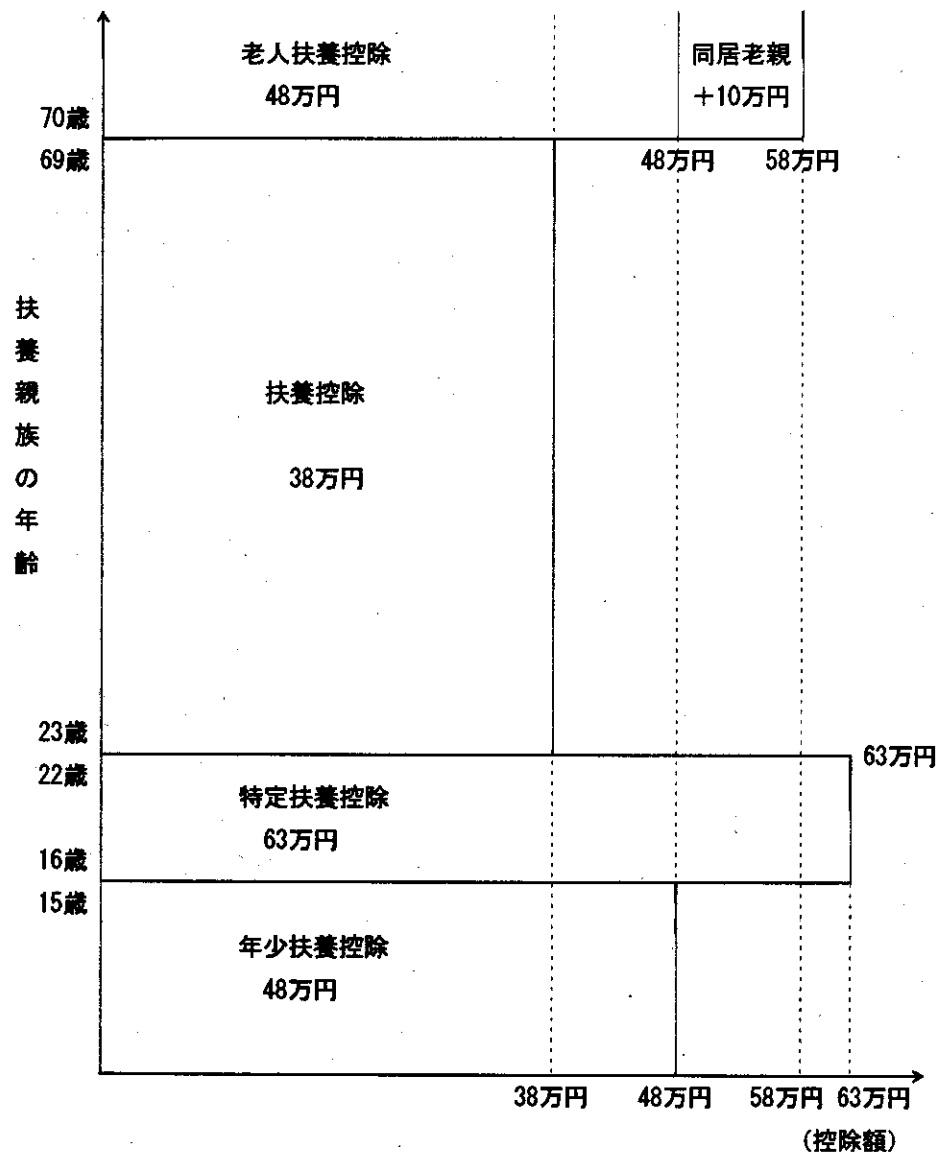
(単位：万円)

項 目			所 得 税	個 人 住 民 税
基礎的な人的控除	基礎控除		3 8	3 3
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 8	3 3
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	4 8	3 8
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
	配偶者特別控除		最高 3 8	最高 3 3
	扶養控除	扶養親族	3 8	3 3
		年少扶養親族(16歳未満)	4 8	3 3
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	6 3	4 5
		老人扶養親族(70歳以上)	4 8	3 8
		同居老親等加算	+ 1 0	+ 7
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
特別な人的控除	老年者控除(本人)		5 0	4 8
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2 7	2 6
		特別障害者(同上)	4 0	3 0
	寡婦控除(本人)	寡婦	2 7	2 6
		特定の寡婦加算	+ 8	+ 4
	寡夫控除(本人)		2 7	2 6
白色事業専従者控除	勤労学生控除(本人)		2 7	2 6
	配偶者	配偶者	8 6	8 6
		配偶者以外	5 0	5 0

(注) 個人住民税については、平成12年度分から適用される。

扶養控除制度

1 制度の概要



(注) 同居特別障害者である扶養親族に対しては上記の控除額に35万円加算

2 扶養控除の沿革

区分	扶養控除	特定扶養 親族	年少扶養 親族	老人扶養親族 同居老親等
	(大正9年創設)			
昭和40年	13歳以上 6万円 (配偶者無世帯の1人目8万円) 13歳未満 5万円			
41年	6万円 (	〃	)	
42年	7万円 (	〃	)	
43年	8万円 (	〃	10万円)	
44年	10万円 (	〃	11万円)	
45年	12万円 (	〃	13万円)	
46年	14万円 (	〃	15万円)	(47年創設)
47年	〃 (	〃	〃)	16万円
48年	16万円 (	〃	18万円)	19万円
49年	24万円	(廃止)		28万円
50年	26万円			32万円
52年	29万円			35万円
54年	〃			〃 40万円
59年	33万円	(元年創設)		39万円 46万円
平成元年	35万円	45万円		45万円 55万円
5年	〃	50万円		〃 〃
7年	38万円	53万円		48万円 58万円
10年	〃	58万円	(11年創設)	〃 〃
11年	〃	63万円	48万円	〃 〃

基本問題小委員会において出された意見（抜粋）

（注）本資料は、「基本問題小委員会において出された意見」として総会に提出した資料の中から、12年度税制改正に関する答申に向けた検討の便宜のため、一部抜粋したものです。

○ 課税ベース（抜粋）

（控除全般）

- ・ これまで様々な世帯類型に応じて控除の数及び加算措置を増やしてきたことによって、制度全体が複雑になってきている。個人所得課税の抜本的見直しの一環として、簡素化等の観点から、控除のあり方を見直し、整理すべきではないか。
- ・ 控除は既得権益化しやすく、見直しは容易ではないが、社会経済の変化や制度の歴史的な経緯を踏まえ、考え方を整理して見直すべきではないか。
- ・ 控除のあり方については、納税者の税負担能力等にも配慮して、各種の控除ごとに趣旨、水準などを十分に吟味すべきではないか。例えば、年齢要件のみの控除等、所得や支出・負担の多寡と無関係な諸控除をまず整理すべきではないか。
- ・ 控除のあり方を検討する際には、世帯構成の変遷について留意する必要があるのではないか。また、これまでのように夫婦子二人の標準世帯のみではなく、夫婦のみの世帯や独身者にも着目して考えるべきではないか。

- ・ 課税最低限については、課税最低限の水準をどう考えるかという観点とともに、課税最低限を構成する各々の控除のあり方をどう考えるかという観点の2つの観点から検討する必要があるのではないか。
- ・ 政策上の配慮の手法として、所得控除等の税制面からの手当てと歳出面からの手当てを比較する場合には、税体系全体の中でのバランスとともに、所得分配面への影響の違いに十分に留意すべきではないか。

(人的控除等)

- ・ 配偶者控除や配偶者特別控除は、女性の社会進出への中立性の観点から、縮減すべきではないか。
- ・ 配偶者控除は、女性への配慮というよりは、むしろ独立した働き手としての女性の信用力の低下につながっており、問題ではないか。
- ・ 配偶者や扶養親族といった世帯類型に応じた税制面での配慮は必要ではないか。
- ・ 配偶者控除は、生計費への配慮という観点から設けられているものであり、多数の世帯に適用されており定着していること等からしても、現行の水準を縮減する必要はないのではないか。
- ・ 世帯構成等に応じた配慮は必要としても、現在の扶養控除は複雑に過ぎ、簡素化すべきではないか。

消費税の福祉目的化

(平成11年度予算(当初))

(単位：兆円)

歳 入	
(交付税分除き)	
消費税 (国分) 7.3	その他
その他	



歳 出	
(交 付 税 交 付 金 除 き)	
基 礎 年 金	4. 3
老 人 医 療	3. 9
介 護	0. 6
そ の 他	

(参考)

一般会計歳入計	81.9
○ 租 税 収 入	47.1
・ 所 得 税 収	15.7
・ 法 人 税 収	10.4
・ 消 費 税 収	10.4
○ 公 債 金	31.1
・ 特例公債金	21.7

○ 消費税収(国+地方)	12.8
・ 消費税	10.4(a)
・ 地方消費税	2.5(b)
↓	
地方交付税調整後	
・ 国 : (a) - ((a) × 29.5%) =	7.3
・ 地方 : (b) + ((a) × 29.5%) =	5.5

平成11年度予算(当初)

(単位:兆円)

歳入総額		歳出総額	
公債発行額		特定財源関係 3. 3	
31. 1		地方交付税交付金等	
		13. 5	
税外収入等 3. 7		税外収入等相当分 3. 7	
特定財源関係 3. 3	特定財源関係 3. 3	国債費	
相続税、酒税、 たばこ税、関税 印紙収入等 7. 3	地方交付税交付金等	19. 8	
法人税 10. 4	13. 5	54. 1	
所得税 15. 7	23. 0	(1. 5)	
消費税 10. 4	消費税 (国分) 7. 3	基礎年金 老人医療 介護 8. 8	
一般会計 税収 47. 1		81. 9	

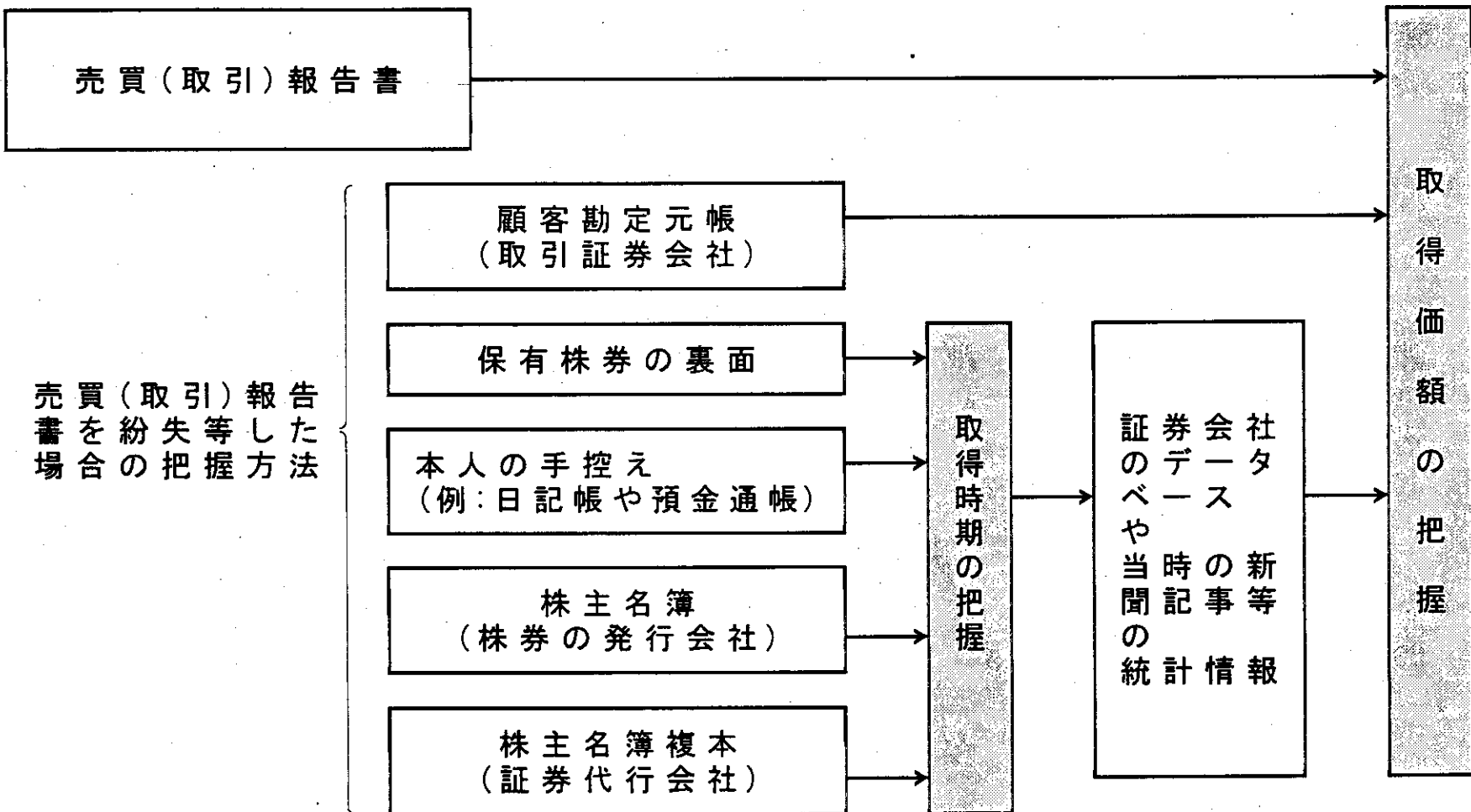
基本問題小委員会において出された意見（抜粋）

（注）本資料は、「基本問題小委員会において出された意見」として総会に提出した資料の中から、12年度税制改正に関する答申に向けた検討の便宜のため、一部抜粋したものです。

○ 消費税・地方消費税（抜粋）

- ・ 目的税化は財政による資源配分を歪める傾向があり、諸外国でも消費税等を目的税化している例はないことから、税体系の柱である消費税の福祉目的税化については慎重に考えるべきではないか。
- ・ 消費税充実の必要性への理解を深める上で、福祉目的税化にも意味があるのではないか。
- ・ 仮に敢えて福祉目的税化を行う場合には、負担を先送りするのではなく、福祉関係の歳出増と消費税負担との対応関係をはっきりとさせていく必要があるのではないか。
- ・ 福祉関係の歳出の見通しを明確にしながら、そのために必要な消費税の税率等のあり方について検討していくべきではないか。
- ・ 地方消費税を含め消費税収の4割強は地方の一般財源とされているが、仮に消費税を福祉目的税化する場合には、地方分を一般財源のままとするのか、福祉目的とするのかは大きな問題ではないか。
- ・ 地方消費税は、消費税創設時に地方間接税の廃止等に伴い創設された消費譲与税の廃止や住民税減税の財源として創設され、もともと一般財源であった経緯から、目的税化は適当でないのではないか。
- ・ 今後の福祉財源を確保するために、別途、消費税と同じ課税ベースに課税する新税を創設するといった考え方もあるのではないか。

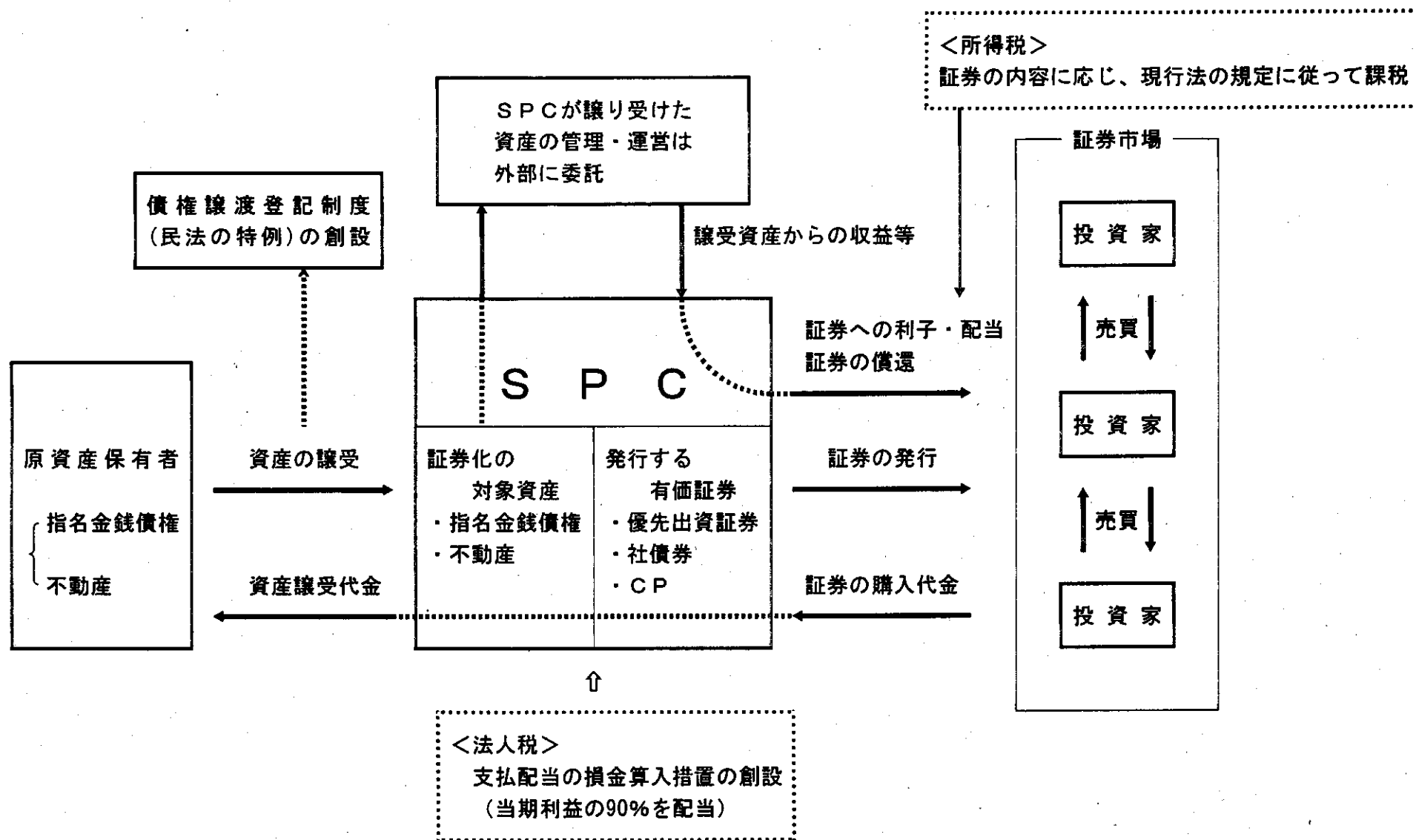
株式の取得価額の把握



株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 等	次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを取引ごとに選択 ① 申告分離課税 譲渡益×20%（住民税を含め26%） （注）公開前から3年超保有していた株式を公開後1年以内に売却した場合：譲渡益の2分の1に対して課税（実質13%） （いわゆる創業者利益に対する優遇措置） ② 源泉分離課税⇒ 13.3.31をもって廃止 譲渡代金×5.25%（転換社債は2.5%、信用取引はその差益） を所得とみなし、20%源泉徴収で課税（住民税非課税） 所得＝ 譲渡代金×5.25% 税額＝ 所得×20% ＝（譲渡代金×5.25%）×20% ＝ 譲渡代金×1.05%
その他の株式等	申告分離課税（上記①）

SPCを活用した資産の証券化（イメージ）



経 済 新 生 対 策 （ 抄 ）

〔 平成11年11月11日 〕
〔 経 済 対 策 閣 僚 会 議 〕

第 1 部 基本的考え方

第 2 部 具体的施策

Ⅰ 日本経済のダイナミズム発揮のための施策

Ⅱ 21世紀の新たな発展基盤の整備

Ⅲ 金融市場の活性化と不動産の証券化等

Ⅳ その他

2 国債発行の多様化

国債の発行については、確実かつ円滑な消化を図る観点から、市場のニーズを踏まえ、国債の多様化を進めるとともに公社債市場の活性化を図るため、平成12年2月を目途に5年利付国債を導入する。

基本問題小委員会において出された意見（抜粋）

（注）本資料は、「基本問題小委員会において出された意見」として総会に提出した資料の中から、12年度税制改正に関する答申に向けた検討の便宜のため、一部抜粋したものです。

○ 金融課税等

- ・ 金融ビッグバン等金融を巡る環境は大きく変化している。金融課税の見直しは個人所得課税の抜本の見直しの中でも重要な課題であり、課税方式、税率、執行のあり方というような金融課税の基本的なあり方を含めて議論を進めていくべきではないか。
- ・ 金融課税のあり方については、金融取引の複雑化・多様化を踏まえ、金融商品間の中立性や公平性、簡索性等を考慮しつつ、検討を進めるべきではないか。
- ・ 金融取引の複雑化、多様化に伴い、課税繰延、所得帰属主体の変更、所得源泉地の転換、所得種類の転換や複合化等による租税回避行為が生じると考えられるが、税制としても制度、執行両面での適切な対応を検討すべきではないか。
- ・ 株式等譲渡益課税のあり方については、リスク性・売却時点の選択可能性といったその商品性や保有者の所得階層における金利商品との違い、配当収益課税との関連等に留意しつつ、課税のタイミングの観点、負担の公平の観点等を踏まえた理論的な分析も必要ではないか。
また、本年、有取税等の廃止とともに、申告分離課税への一本化といった株式譲渡益課税の適正化の法改正が行われたが、この措置の実施状況を見ていくべきではないか。

- ・ 個人の資産運用から生じる損失については、損失の相殺の範囲を限定するという事には理由があるのではないか。
- ・ わが国の債券流通の実態を考えると、真の所有者が判らないため源泉段階の一律課税は現実的な方法である。また、最近、多様な公社債が発行されており、債券課税については本格的な検討が必要ではないか。
- ・ 集団投資スキームやストラクチャード・ファイナンスの投資ビークルに対する課税にあたっては、単に外形的な法的仕組みにのみ着目するのではなく、投資活動やリスクと投資の関係の本質を見極めて、ビークルの特性に応じた課税制度を仕組むことが重要である。
- ・ 生・損保控除などについては他の金融商品との課税の公平、中立の観点から課税のあり方を見直すべきではないか。
- ・ エンジェル税制については、株式譲渡益について分離課税制度をとっている下で、一般の所得との損益通算を認めることは、税の公平の観点から問題があり、また、株式投資のリスクを税制で配慮することには、自ずから限度があるのではないか。
- ・ 金融関連の所得に対する適正な課税を実現するためには、源泉徴収制度、調書制度の充実、さらには挙証責任、税務当局における資料徴求権、帳簿保存義務、納税者番号制度の検討、税務行政の国際協力など執行に係る制度の充実が必要ではないか。
また、納税者側からの観点として事前照会制度についても検討すべきではないか。